

個人情報ファイルの名称	住民税ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税・都民税・森林環境税の賦課、徴収、証明
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4続柄・親族関係、5個人番号、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8家族構成、9心身の障害の有無・程度、10職業・職種・職歴、11勤務先、12収入、13資産、14税額、15所得控除、16取引口座、17扶養関係、18公的扶助、19電話番号
記録範囲	特別区民税・都民税の納税義務者及び被扶養者、納税義務者と同一世帯にある者等
記録情報の収集方法	本人、本人以外から収集（法令）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県知事等、市町村長、共済組合等、社会福祉協議会、日本私立学校振興・共済事業団、文部科学大臣、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、地方公務員共済組合、後期高齢者医療広域連合、平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人日本学生支援機構、平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会、教育委員会事務局学務課、番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者、給与支払者、年金保険者、国税庁長官、住民税システムの改修委託事業者、納税通知書及び税額通知書封入封緘業務の委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区区民部税務課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備考	納付済通知書紙媒体で保存

個人情報ファイルの名称	課税原票管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税・都民税・森林環境税の賦課
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4続柄・親族関係、5個人番号、6続柄・親族関係、7心身の障害の有無・程度、8職業・職種・職歴、9勤務先、10収入、11所得控除、12口座、13扶養関係、14電話番号
記録範囲	特別区民税・都民税の納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
記録情報の収集方法	特別区民税・都民税申告書により本人から収集、法令に基づき確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書及び支払調書等を本人以外から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	本人、税務署、市区町村、課税原票管理システムの保守及び改修委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部税務課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	紙媒体でも保存

個人情報ファイルの名称	滞納整理支援ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税の滞納処分
記録項目	1氏名、2住所、3税別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8家族構成、9健康状態、10傷病名・傷病歴、11心身の障害の有無・程度、12運動能力、13職業・職種・職歴、14勤務先、15収入、16資産、17税額、18取引状況、19負債の有無・程度、20所得控除、21取引口座、22暮らし向き、23住居の状況、24扶養関係、25公的扶助、26相談内容、27電話番号
記録範囲	特別区民税・都民税、軽自動車税の納税者及び納税者の家族等
記録情報の収集方法	本人、本人以外から収集（法令）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	税務署、市区町村、滞納整理支援システム等の保守事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部税務課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	紙媒体でも保存

個人情報ファイルの名称	軽自動車税ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課、徴収、納税証明
記録項目	1氏名、2住所、3事業所名、4所在地、5心身の障害の有無・程度、6税額、7車種、8車名、9電話番号、10生年月日、11取得年月日、12廃車年月日、13標識（車両）番号、14車台番号、15定置場、16排気量、17型式、18型式認定番号、19異動事由
記録範囲	軽自動車等の所有者
記録情報の収集方法	本人、本人以外から収集（法令）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	地方税共同機構、軽自動車検査協会（税額（納税状況）のみ）、納税通知書印字等委託事業者、納税通知書及び督促状封入封緘業務の委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部税務課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	納付済通知書紙媒体で保存 標識交付申請書、返納書紙媒体で保存 軽自動車税申告書紙媒体で保存

個人情報ファイルの名称	税証明交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税・都民税・森林環境税の証明、軽自動車税納税証明書
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4代理人氏名・住所、5電話番号
記録範囲	税証明の申請者
記録情報の収集方法	税証明交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	提供の求めがあった市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部税務課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) _
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	_
備 考	納付済通知書紙媒体で保存 標識交付申請書、返納所紙媒体で保存 軽自動車税申告書紙媒体で保存

個人情報ファイルの名称	口座振替（自動払込）依頼書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	特別区民税・都民税・森林環境税の口座振替
記録項目	1氏名、2住所、3金融機関、4口座番号、5電話番号
記録範囲	口座振替利用者
記録情報の収集方法	特別区民税・都民税口座振替（自動払込）依頼書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部税務課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	コンビニ交付用課税データファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	証明書コンビニ交付による課税（非課税）証明書発行を目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8心身の障害の有無・程度、9職業・職種・職歴、10勤務先、11収入、12資産、13税額、14所得控除、15取引口座、16扶養関係、17公的扶助、18電話番号
記録範囲	住民税ファイルと同様
記録情報の収集方法	住民税ファイルと連動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部税務課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	住民税ファイルに連動し自動改正される。